

砺波市内の一般公衆浴場事業者の方へ

## 燃料価格高騰分の一部を補助する制度があります！

### 1 対象

砺波市内において、一般公衆浴場を経営する事業者

「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により富山県知事の許可を受けた施設であり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により、入浴料金の価格が統制されているものをいいます。

### 2 補助額・上限額

燃料（重油・灯油）の合計使用料（ $Q$ ）×9.57円（市設定単価）×1/3  
千円未満切り捨て、1公衆浴場あたり年間上限額100,000円

### 3 対象となる期間・経費

令和4年1月1日から令和4年12月31日までに購入し納入された灯油・重油  
なお、一般公衆浴場の維持管理に直接要する灯油・重油に限ります。

### 4 書類の申請期限

以下の書類を令和5年2月28日までに提出してください。

- (1) 砺波市一般公衆浴場燃料価格高騰対策補助金申請書兼請求書
- (2) 市税等納付（納入）状況確認承諾書
- (3) 購入し納入された燃料の量が分かる書類（納入書、領収書等の写し）
- (4) 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し（見開きページ）

### 5 申請先

砺波市市民生活課へ提出してください。（郵送可）

（郵送先）

〒939-1398 砺波市栄町7-3 砺波市市民生活課 宛

### 6 その他お問合せ

その他不明な点等ございましたら、以下にお問い合わせください。

砺波市市民生活課となみ暮らし推進班

TEL 0763-33-1372

FAX 0763-33-6818